

介護予防・日常生活支援総合 事業について

1



目次

P 3

介護予防・日常生活支援総合事業

P 4～5

介護保険法

P 6～8

市内要支援者の現状と課題

介護予防・日常生活支援総合事業

- サービスコード

R6. 6に一部改訂。詳細については、三木市HP（介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の事業者の皆様へ（お知らせ・申請書等の掲載））よりご確認ください。

- 介護報酬改定に伴う各種基準の解釈等について

第一号通所事業（従前相当）、第一号訪問事業（従前相当・緩和型）については、兵庫県の集団指導における通所介護・訪問介護に関する事項の他、以下の資料をご参考下さい。

- (1) 介護給付算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（老発0315第1号）
- (2) 介護保険法施行規則第140条の6 3の6 第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準について（老認発0315第4号）
- (3) 「介護保険法施行規則第140条の6 3の2 第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意点について」の一部改正について（老認発0315第5号）

- よくある問合せについて

市HP（介護保険サービス事業者の方へ）に随時追記します。適宜確認をお願いします。

介護保険法

第一条（目的）

（前略）これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

第二条（介護保険）

介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態に関し、必要な保険給付を行うものとする。

第二条第二項

前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。



介護保険法

第二条第三項

(前略) 被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、**被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない**

第二条第四項

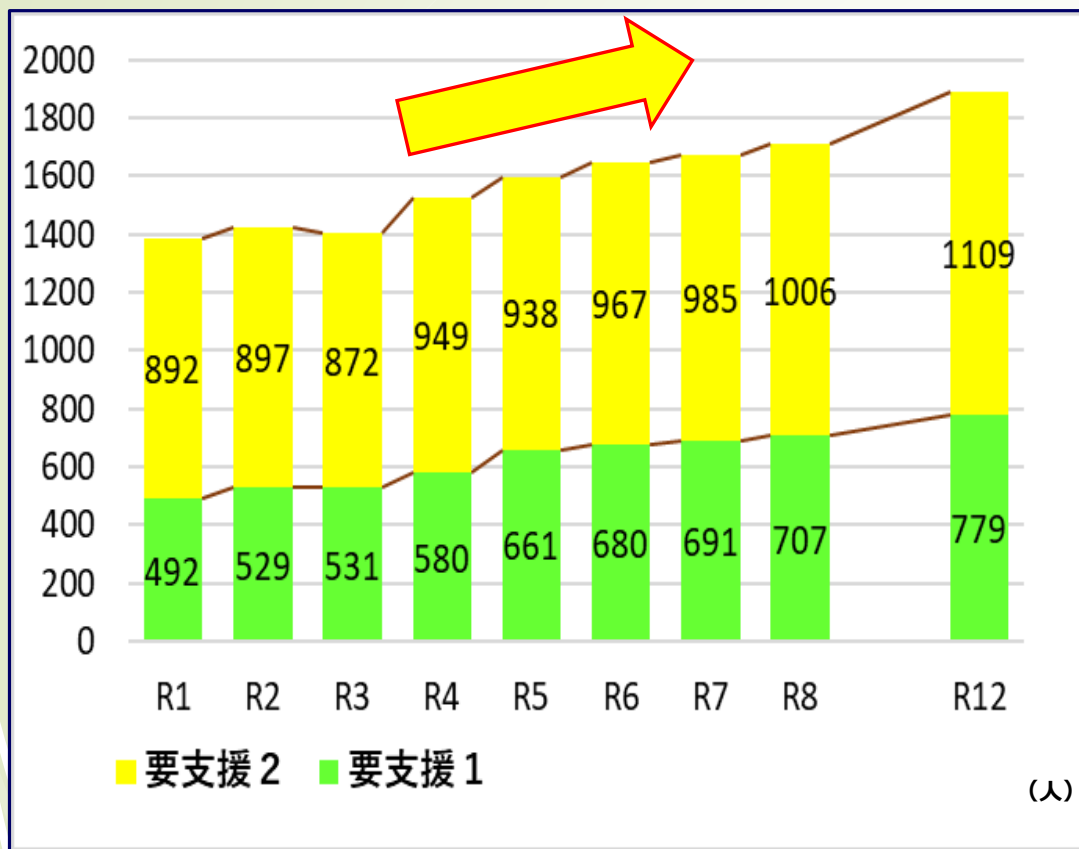
(前略) 被保険者が要介護状態となった場合においても、**可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない**

第四条（国民の努力義務）

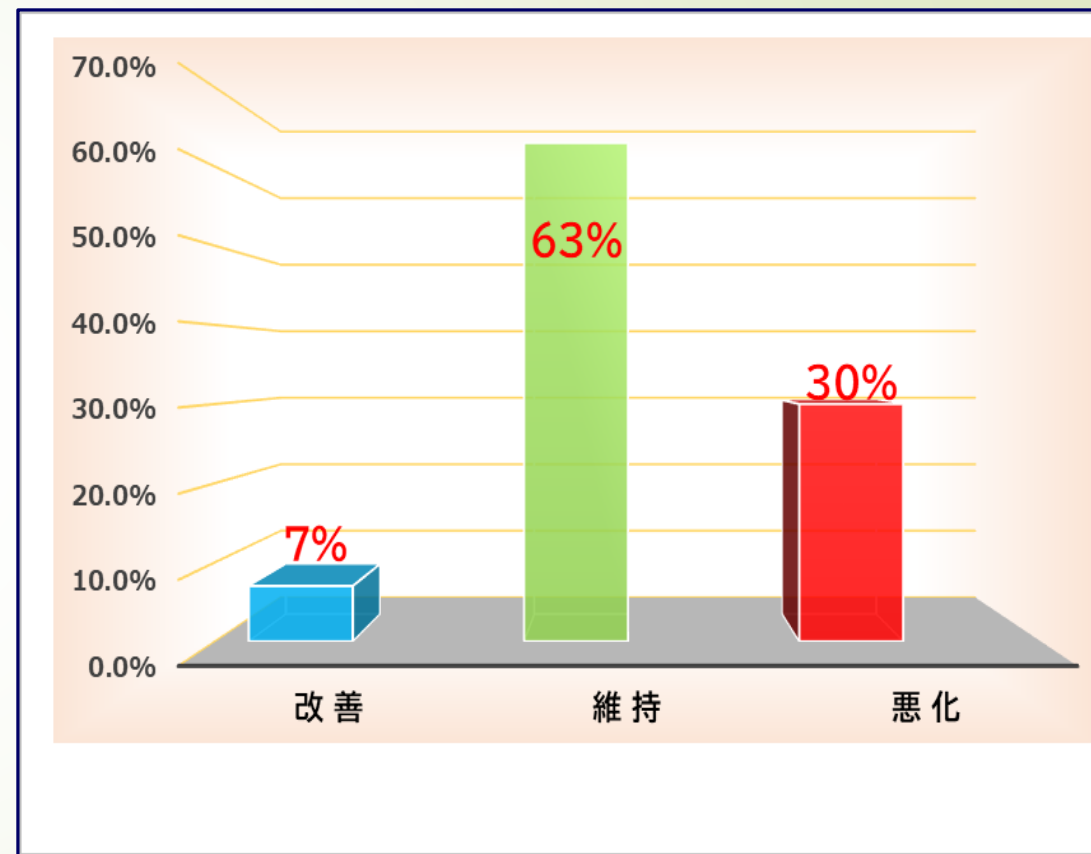
国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、**加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努める**とともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保険サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。



市内要支援者の現状と課題



三木市の要支援認定者の推移



三木市の要支援者の一年後 (R4~R5比較)



高齢者や多様な主体の参画を通じた地域共生社会の実現・地域の活性化

7

- 高齢者の地域での生活は、医療・介護専門職との関わりのみならず、地域の住民や産業との関わりの中で成立するもの。また、高齢者自身も多様な主体の一員となり、地域社会は形作られている。
- 総合事業の充実とは、こうした地域のつながりの中で、地域住民の主体的な活動や地域の多様な主体の参入を促進し、医療・介護の専門職がそこに関わり合いながら、**高齢者自身が適切に活動を選択できる**ようにするものである。
- 総合事業の充実を通じ、高齢者が元気なうちから地域社会や医療・介護専門職とつながり、そのつながりのもとで社会活動を続け、介護が必要となっても必要な支援を受けながら、住民一人ひとりが自分らしく暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指していく。



地域の人と資源がつながり地域共生社会の実現や地域の活性化

地域リハビリテーション活動支援事業の概要(平成27年度～)

○ 地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。



リハビリテーション専門職等は、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等の介護予防の取組を地域包括支援センターと連携しながら総合的に支援する。